

広報

ありだがわ

人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち

7

2026 July
vol.247

未来へつなぐ

地域の恵み



八幡小学校の3・4年生があらぎ島で田植え体験

有田町のシンボル「あらぎ島」で5月19日（火）、八幡小学校の3・4年生があらぎ島景観保全保存会とJAわかやま職員の指導を受けながら、田植えを行いました。強い日差しが照りつける中、ぬかるむ足元に苦戦しながらも、苗を一本一本丁寧に真剣な表情で植えている姿が印象的でした。

秋の収穫が待ち遠しいです。子どもたちが頑張って植えた苗が、立派に育ちますように。



清水こども園と金屋第二こども園の園児がミニあらぎ島で田植え体験

道の駅「あらぎの里」の前にある小さな棚田「ミニあらぎ島」で、5月25日（月）に清水こども園と金屋第二こども園の園児が田植えを行いました。暑さに負けず元気いっぱいの子どもたちは楽しそうな様子で、みんなで一緒にたくさんの苗を植えることができました。また、ヌルヌルの泥やカエルにも興味津々で、体験中は大変にぎやかでした。

秋には稲刈りを予定しています。皆さまもミニあらぎ島の苗の成長を見守っててください。



令和 8 年（2026 年）和歌山県知事表彰

農林業部門

森田 耕司さん（歓喜寺）

森田さんは、ありだ農業協同組合代表理事組合長や指導農業士として、地域農業の振興および担い手の育成に努められました。令和 7 年（2025 年）8 月世界農業遺産（GIAHS）認定を受けた「有田・下津地域の石積み階段園みかんシステム」では推進協議会の会長として、関係機関との連携や現地調査対応に尽力し認定に大きく寄与するなど、地域におけるみかん産地のブランド力向上および持続的な発展に多大な貢献をされ、このたび県知事表彰（農林業部門）を受賞されました。



写真（左から）＝森田耕司さん、坂頭町長

地方自治の振興

堀江 眞智子さん（庄）

堀江さんは、平成 11 年（1999 年）に吉備町議会議員に当選以来、平成 18 年（2006 年）1 月 1 日に有田川町に合併した後も通算 25 年以上にわたり町議会議員として、常に前向きな姿勢で議員活動に取り組まれました。長年にわたり、町民の声に耳を傾け、地方自治の発展に尽くされた功績がたたえられました。



写真（左から）＝堀江眞智子さん、坂頭町長

近畿管区行政評価局 地域総括評価官 感謝状

中野 裕示郎さん（押手）

行政相談委員は、国民から行政に関する苦情などを受け付け、その解決を促進するために、相談者に対する助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

今回その功績により、中野さんへ感謝状が贈られました。



令和 7 年度
(2025 年度)

有田川町の財政事情

この財政事情は、条例に基づき町民の皆さまに状況をお知らせし、町財政の実態についてご理解いただくため、令和 7 年度（2025 年度）の各会計の予算額と執行状況（令和 8 年（2026 年）3 月 31 日現在）を公表します。

一般会計の予算執行状況

予算額には、前年度からの繰越事業分も含まれています。また、端数処理のため合計欄の数値が一致しない場合があります(以降の表についても同じ)。

歳入科目	令和 7 年度予算額	収入済額		
		上半期（4～9 月）	下半期（10～翌 3 月）	合計
町税	33 億 6,815 万円	22 億 6,497 万円	10 億 4,969 万円	33 億 1,465 万円
地方譲与税	2 億 7,666 万円	9,938 万円	1 億 7,728 万円	2 億 7,666 万円
利子割交付金	710 万円	229 万円	481 万円	710 万円
配当割交付金	3,985 万円	651 万円	3,334 万円	3,985 万円
株式等譲渡所得割交付金	6,154 万円	0 円	6,154 万円	6,154 万円
法人事業税交付金	4,086 万円	2,034 万円	2,052 万円	4,086 万円
地方消費税交付金	6 億 8,928 万円	3 億 9,907 万円	2 億 9,020 万円	6 億 8,928 万円
ゴルフ場利用税交付金	2,585 万円	1,021 万円	1,564 万円	2,585 万円
環境性能割交付金	1,909 万円	693 万円	1,216 万円	1,909 万円
地方特例交付金	2,776 万円	2,680 万円	96 万円	2,776 万円
地方交付税	70 億 3,092 万円	44 億 9,769 万円	25 億 3,323 万円	70 億 3,092 万円
交通安全対策特別交付金	158 万円	82 万円	75 万円	158 万円
分担金および負担金	7,344 万円	3,584 万円	4,435 万円	8,019 万円
使用料および手数料	1 億 2,023 万円	4,202 万円	5,548 万円	9,750 万円
国庫支出金	25 億 9,172 万円	5 億 8,230 万円	13 億 5,825 万円	19 億 4,055 万円
県支出金	13 億 6,626 万円	1 億 3,619 万円	9 億 841 万円	10 億 4,461 万円
財産収入	2,880 万円	1,860 万円	1,102 万円	2,963 万円
寄附金	9 億 2,560 万円	2 億 2,808 万円	6 億 7,422 万円	9 億 230 万円
繰入金	11 億 702 万円	110 万円	2,057 万円	2,167 万円
繰越金	7 億 8,444 万円	7 億 8,445 万円	0 円	7 億 8,445 万円
諸収入	5 億 4,383 万円	9,537 万円	2 億 9,493 万円	3 億 9,030 万円
町債	20 億 7,710 万円	0 円	3 億 2,480 万円	3 億 2,480 万円
合計	212 億 705 万円	92 億 5,894 万円	78 億 9,216 万円	171 億 5,110 万円

歳出科目	令和 7 年度予算額	支出済額		
		上半期（4～9 月）	下半期（10～翌 3 月）	合計
議会費	9,217 万円	4,844 万円	3,515 万円	8,358 万円
総務費	22 億 5,995 万円	7 億 5,910 万円	9 億 8,651 万円	17 億 4,560 万円
民生費	58 億 7,871 万円	17 億 5,968 万円	27 億 3,967 万円	44 億 9,935 万円
衛生費	15 億 7,681 万円	7 億 2,544 万円	7 億 89 万円	14 億 2,633 万円
労働費	811 万円	411 万円	387 万円	798 万円
農林水産業費	8 億 7,953 万円	2 億 8,439 万円	4 億 6,472 万円	7 億 4,911 万円
商工費	9 億 4,547 万円	2 億 7,699 万円	2 億 1,311 万円	4 億 9,010 万円
土木費	20 億 169 万円	8 億 2,693 万円	8 億 9,228 万円	17 億 1,922 万円
消防費	14 億 9,722 万円	3 億 4,709 万円	9 億 4,205 万円	12 億 8,915 万円
教育費	22 億 2,659 万円	6 億 9,376 万円	10 億 873 万円	17 億 248 万円
災害復旧費	5 億 6,529 万円	1 億 1,983 万円	1 億 1,217 万円	2 億 3,200 万円
公債費	18 億 1,226 万円	9 億 855 万円	9 億 250 万円	18 億 1,105 万円
諸支出金	14 億 1,326 万円	1,145 万円	892 万円	2,037 万円
予備費	5,000 万円	0 円	0 円	0 円
合計	212 億 705 万円	67 億 6,576 万円	90 億 1,057 万円	157 億 7,633 万円

令和 7 年度（2025 年度）一般会計の特徴

令和 7 年度（2025 年度）の予算額は、前年度と比較して約 5 億 5,997 万円の増額となりました。主な事業には、金屋第一こども園建設の他、物価高騰への対策として町民の生活支援を目的とした有田川町応援クーポン券配布事業（第 8 弾）などがあります。

特別会計の予算執行状況

収支不足については、基金から一時的に繰り入れて資金運用しています。

会計区分	令和7年度予算額	各会計の上段：収入済額、下段：支出済額		
		上半期（4～9月）	下半期（10～翌3月）	合計
国民健康保険事業特別会計	35億 957万円	16億 1,471万円	19億 321万円	35億 1,793万円
		15億 3,531万円	17億 3,280万円	32億 6,811万円
後期高齢者医療特別会計	9億 2,459万円	1億 6,239万円	3億 5,395万円	5億 1,634万円
		3億 1,090万円	5億 4,333万円	8億 5,423万円
介護保険事業特別会計	30億 5,577万円	13億 1,160万円	12億 240万円	25億 1,400万円
		12億 4,448万円	14億 6,667万円	27億 1,115万円
特別養護老人ホーム等事業特別会計	42万円	7万円	0円	7万円
		7万円	30万円	37万円
かなや明恵峡温泉特別会計	8,182万円	3,314万円	3,187万円	6,501万円
		4,643万円	3,141万円	7,783万円
岩倉財産区管理会特別会計	5万円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円
栗生財産区管理会特別会計	36万円	36万円	0円	36万円
		0円	0円	0円
城山山林財産区管理会特別会計	196万円	196万円	0円	196万円
		0円	0円	0円
八幡山林財産区管理会特別会計	875万円	1,314万円	10万円	1,325万円
		0円	4万円	4万円
安諦山林財産区管理会特別会計	11万円	4万円	0円	4万円
		0円	0円	0円
合計	75億 8,340万円	31億 3,741万円	34億 9,154万円	66億 2,895万円
		31億 3,719万円	37億 7,454万円	69億 1,173万円

公営企業会計の予算執行状況

水道事業会計	収入予算額	収入済額			支出予算額	支出済額		
		上半期（4～9月）	下半期（10～翌3月）	合計		上半期（4～9月）	下半期（10～翌3月）	合計
収益的	5億 982万円	2億 2,474万円	3億 4,618万円	5億 7,092万円	4億 7,382万円	8,590万円	2億 8,005万円	3億 6,594万円
資本的	7億 6,520万円	0円	7億 2,331万円	7億 2,331万円	8億 2,415万円	2,767万円	7億 4,857万円	7億 7,624万円

簡易水道事業会計	収入予算額	収入済額			支出予算額	支出済額		
		上半期（4～9月）	下半期（10～翌3月）	合計		上半期（4～9月）	下半期（10～翌3月）	合計
収益的	4億 4,960万円	1億 5,808万円	2億 9,965万円	4億 5,773万円	4億 4,943万円	7,012万円	3億 7,431万円	4億 4,444万円
資本的	1億 8,681万円	9,601万円	9,143万円	1億 8,745万円	3億 1,632万円	9,383万円	2億 1,084万円	3億 467万円

下水道事業会計	収入予算額	収入済額			支出予算額	支出済額		
		上半期（4～9月）	下半期（10～翌3月）	合計		上半期（4～9月）	下半期（10～翌3月）	合計
収益的	9億 1,043万円	1億 9,965万円	7億 1,134万円	9億 1,099万円	9億 605万円	1億 2,024万円	7億 6,095万円	8億 8,119万円
資本的	5億 3,099万円	4億 3,202万円	7,598万円	5億 801万円	8億 6,986万円	3億 7,905万円	4億 6,511万円	8億 4,416万円

地方債および一時借入金の状況

会計区分	借入現在高
一般会計	112億 1,704万円
水道事業会計	10億 9,717万円
簡易水道事業会計	14億 267万円
下水道事業会計	81億 5,851万円
合計	218億 7,540万円
一時借入金（一般会計および特別会計）	0円

基金（貯金）の状況

会計区分	基金現在高
一般会計	137億 7,053万円
財政調整基金	41億 6,332万円
減債基金	10億 546万円
特定目的基金	86億 175万円
国民健康保険事業特別会計	2億 9,165万円
介護保険事業特別会計	5億 5,585万円
特別養護老人ホーム等事業特別会計	9,943万円
下水道事業会計	6億 8,892万円
合計	154億 637万円

一般会計予算額を
町民1人当たりに換算すると…

1人当たりの町税負担額 13万 7,291円
1人当たりに使われるお金 86万 4,430円
1人当たりの地方債現在高 45万 7,223円

※人口：2万 4,533人（令和8年（2026年）3月31日現在）

介護保険に 関するお知らせ

図長寿支援課（金屋庁舎）

国長寿支援課（金屋庁舎）

住民課（吉備庁舎）

清水行政局住民福祉室

介護保険料のお知らせ

65歳以上の人の介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出される基準額を基に、皆さまの所得に応じて段階的に設定されています。

介護保険料は、原則として特別徴収（年金からの天引き）されています。特別徴収以外の人（普通徴収の人）は、町から送付する納付書や口座振替により、納期限までに納付してください。

令和6年（2024年）～令和8年（2026年）の介護保険料の基準額 月額6,200円

段階	計算基礎	対象者	介護保険料	
			月額	年額
第1段階	基準額×0.285	・生活保護を受けている方。 ・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方。 ・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の方。	1,767円	2万1,204円
第2段階	基準額×0.485	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の方。	3,007円	3万6,084円
第3段階	基準額×0.685	住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方。	4,247円	5万964円
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者がいる場合、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円以下の方。	5,580円	6万6,960円
第5段階	基準額	本人が住民税非課税者で、世帯の誰かに住民税課税者がいる場合、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が82万6,500円超の方。	6,200円	7万4,400円
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方。	7,440円	8万9,280円
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方。	8,060円	9万6,720円
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方。	9,300円	11万1,600円
第9段階	基準額×1.70	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方。	1万540円	12万6,480円
第10段階	基準額×1.90	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方。	1万1,780円	14万1,360円
第11段階	基準額×2.10	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方。	1万3,020円	15万6,240円
第12段階	基準額×2.30	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方。	1万4,260円	17万1,120円
第13段階	基準額×2.40	本人が住民税課税者で前年の合計所得金額が720万円以上の方。	1万4,880円	17万8,560円

老齢基礎年金（満額）の支給額変更に伴い、介護保険料の算定基準が年金収入など80万9千円から年金収入など82万6,500円に見直されました。

令和8年度（2026年度）の特例

住民税が非課税でも介護保険料は課税と見なす場合あり

令和7年度（2025年度）税制改正により、令和8年度（2026年度）の介護保険料の算定に限り、令和7年度（2025年度）の控除額と同額に調整して計算します。また、世帯の住民税課税状況も、同様に調整して判定します。

ただし、給与所得の増額が税制改正による給与所得控除の引き上げ分の範囲内だったことにより、住民税が非課税となった方は、介護保険料の算定も「非課税」として取り扱います。（申請不要）

社会福祉法人などによる 生活困難者の利用者負担軽減

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の1割分と食費、居住費（滞在費）の利用者負担の軽減をします。

この軽減を受けるためには、申請が必要で「確認証」の交付を受けなければなりません。確認証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。認定要件が複数ありますのでご相談ください。

介護保険負担限度額認定

介護保険施設サービス（短期入所を含む）を利用すると、介護サービス費の他に居住費や食費などを負担することになります。低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請して認められた場合には、居住費や食費などの自己負担額が負担限度額（上限額）までになります。

●申請に必要な書類

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書

- ・預貯金などを確認できるもの

要件に該当すると認められる場合には「介護保険負担限度額認定証」を交付します。認定証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。引き続き適用を受けようとする場合は、改めて申請が必要です。

●認定要件

- ①本人および世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税であること。

- ②預貯金などが一定額以下であること。

- ・第1段階／単身1千万円、夫婦2千万円

- ・第2段階／単身650万円、夫婦1650万円

- ・第3段階①／単身550万円、夫婦1550万円
- ・第3段階②／単身500万円、夫婦1500万円

令和8年（2026年）8月からの居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費（滞在費）の限度額			食費の限度額	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室・従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者。	880円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 82万6,500円 以下の方。	880円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 82万6,500円 超120万円以下の方。	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第3段階②	世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の方。	1,470円	1,470円 (980円)	430円 ※ 530円 (530円)	1,420円	1,360円

老齢基礎年金（満額）の支給額変更に伴い、青字の金額に見直されました。介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担額限度額は（ ）内の金額となります。

※「療養型」「その他型」の介護老人保健施設および「Ⅱ型」の老人医療院の多床室（いずれも8㎡/人以上に限る）を利用したときの場合の金額です。（短期入所療養介護を含む）

介護保険負担割合証

●更新のお知らせ

負担割合証の更新時期ですので、要介護（要支援）認定を受けている方に、新しい介護保険負担割合証（クリーム色）を7月下旬に送付します。

- 有効期間／8月1日（土）～令和9年（2027年）7月31日（土）

●利用者負担

介護サービスを利用した場合、かった費用のうち、利用者負担の割合分（1割・2割・3割）を事業者に支払います。利用者負担の割合は、所得などにより決定されます。

利用者負担3割	次の①②の両方に該当する方。 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯：340万円以上 ・2人以上世帯：463万円以上
利用者負担2割	上記以外の方で、次の①②の両方に該当する方。 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が ・単身世帯：280万円以上 ・2人以上世帯：346万円以上
利用者負担1割	利用者負担が3割・2割以外の方。 40歳～64歳の方（2号被保険者）

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額のことをいいます。

国民健康保険税 に関するお知らせ

■税務課（吉備庁舎）

子ども・子育て支援納付金分 加算

令和8年度(2026年度)の国民健康保険税の税率は下の表のとおりです。令和8年度(2026年度)から子ども・子育て支援納付金が加算され、医療保険料（税）と併せて徴収されます。

子ども・子育て支援金制度とは、全ての世代の方に支援金を納付いただき、子育て施策の拡充に充てるもので子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。この支援金は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、育児時短就業給付、こども誰でも通園制度、育児期間中の国民年金保険料免除などに活用されます。※制度の詳細についてはこども家庭庁のホームページ、リーフレットなどをご覧ください。

令和8年度（2026年度）より子ども・子育て支援納付金分が上乘せされ、従来の保険税（医療給付費分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分）に加え、子ども・子育て支援納付金分の保険税をご負担いただきます。

※子ども・子育て支援納付金分の均等割は18歳未満の被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）には賦課されません。その軽減に要する費用は18歳以上の被保険者に対し「18歳以上被保険者均等割」として賦課することにより賄われます。

区分	内訳区分	令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)	前年度比
医療給付費分	所得割率	8.00%	8.00%	増減なし
	均等割額	3万1,800円	3万1,800円	増減なし
	平等割額	2万2,200円	2万2,200円	増減なし
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.80%	2.80%	増減なし
	均等割額	1万200円	1万200円	増減なし
	平等割額	7,000円	7,000円	増減なし
介護納付金分 (介護2号被保険者： 40歳から64歳の方に課税)	所得割率	2.40%	2.40%	増減なし
	均等割額	1万100円	1万100円	増減なし
	平等割額	5,200円	5,200円	増減なし
子ども・子育て 支援納付金分 (18歳未満：均等割の賦課なし)	所得割率	0.30%		0.30%増
	均等割額※	1,191円		1,191円増
	平等割額	766円		766円増
合計	所得割率	13.50%	13.20%	0.30%増
	均等割額	5万3,291円	5万2,100円	1,191円増
	平等割額	3万5,166円	3万4,400円	766円増

※均等割 1,108円 + 18歳以上均等割 83円 = 1,191円

賦課限度額の一部変更

国民健康保険税の賦課限度額が医療給付費分は66万円から67万円に変更になりました。子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は3万円です。

	令和8年度 (2026年度)	令和7年度 (2025年度)
医療給付費分	67万円	66万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	3万円	
合計	113万円	109万円

軽減基準額の見直し

令和8年度（2026年度）の国民健康保険税の2割・5割軽減の判定基準額（計算式の数値）が見直しになりました。軽減を受けることができる世帯の基準額は、下の表の計算でご確認いただけます。

国民健康保険税の納税義務者、世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者の総所得金額などの合計が、表の計算方法により算出された基準額を下回れば、課税する均等割・平等割が該当する割合の軽減を受けることができます。

※軽減を受けるための申請は必要ありませんが、未申告者が1人でもいれば軽減を受けることができません。収入の有無にかかわらず所得申告が必要です。

軽減割合	軽減判定基準額
2割	43万円 + 国保加入者数（特定同一世帯所属者数含む）× 57万円 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下
5割	43万円 + 国保加入者数（特定同一世帯所属者数含む）× 31万 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下
7割	43万円 + 10万円 × （給与所得者等の数 - 1）以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も世帯主が変わらず同一の世帯に属する方をいいます。

土地に対する 固定資産税の課税地積

令和9年度（2027年度）から土地にかかる固定資産税を地籍調査終了後の面積（登記地積）で課税します。

問税務課（吉備庁舎） ☎ 22 - 3272

当町では固定資産税について、地籍調査で土地の面積が減少した場合は減少後の面積で課税し、増加した場合は地籍調査前の面積（現況地積）で課税してきました。

しかしながら、地籍調査の終了に伴い、令和9年度（2027年度）からは町内全ての土地に対して、地籍調査後の面積（登記地積）での課税を行います。これにより、地籍調査後の面積（登記地積）が増えている土地は、固定資産税が増額となります。

また、これまで免税点未満（土地の課税標準額の合計額が30万円未満）のために、固定資産税が課税されていなかった方でも、地籍調査後の面積（登記地積）での計算により、新たに固定資産税が課税される場合がありますので、ご理解をお願いします。

課税明細書の例

区分	土地又は家屋の所在地			不動産番号	固定	課税標準額（円）	本則課税標準額（円）
登記地目又は種類・用途	登記地積又は床面積（㎡）	建築年	評価額（円）	前年度課税標準額又は 比準課税標準額（円）		軽減税額（円）	
現況地目又は構造	現況地積又は床面積（㎡）	現況階層		減免税額（円）		相当税額（円）	
家屋番号又は共用土地の持分割合	非課税地積又は床面積（㎡）	現況屋根					
備考							

令和8年度（2026年度）まで

土地	下津野〇〇〇			不動産番号	固定	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
宅地	地籍調査後の面積 → 400.00			〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
宅地	現在課税している面積 → 300.00					〇	〇〇,〇〇〇
	0.00						
備考							

令和9年度（2027年度）から

土地	下津野〇〇〇			不動産番号	固定	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
宅地		400.00		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
宅地	地籍調査後の面積で課税 → 400.00					〇	〇〇,〇〇〇
		0.00					
備考							

地籍調査後の面積（登記地積）が400㎡、地籍調査前の面積（現況地積）が300㎡の場合、令和8年度（2026年度）までは、300㎡で課税しています。

令和9年度（2027年度）からは、地籍調査後の面積（登記地積）の400㎡で課税します。

※地籍調査で面積が増加しても、地籍調査後に分合筆や売買などの変更登記が行われている場合は、既に調査後の面積（登記地積）での課税となっていることがあるので、ご注意ください。

熱中症に気を付けましょう

問

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

熱中症とは

温度や湿度が高い環境下で、身体の中の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節がうまく働かなくなり、体内に熱がこもることです。さまざまな症状が現れます。重症化すると意識障害を引き起こしたり、命に関わったりすることがあるため、注意が必要です。

総務省の調査によると、令和7年（2025年）5月から9月に熱中症で救急搬送された人は高齢者が最も多く、発生場所は住居が最も多くなっています。炎天下の環境だけでなく、室内でもリスクがあります。

熱中症になりやすい人

● **高齢者**／体内の水分量の低下、体温調節機能の低下、暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなるなどの理由で、熱中症になりやすいといわれています。

● **子ども**／体温調節機能が未熟、身長が低く地面の照り返しなどによる熱の影響を受けやすい、遊びに夢中になり症状を訴えない、自分の体調を言葉で伝えにくいなどの理由で、注意が必要です。● **体調が良くない人や持病のある人、内服中の人**／薬の種類によって発汗の抑制や利尿作用があり、熱中症のリスクが高くなることがあります。

※熱中症は年齢や健康状態にかかわらず、誰にでも発症するリスクがあります。

症状

● **軽症**／目まい・立ちくらみ・汗が止まらない・手足のしびれ

● **中等症**／頭痛・吐き気・嘔吐・倦怠感・脱力感・集中力や判断力の低下

● **重症**／呼び掛けへの返事がおかしい・意識消失・けいれん・身体が熱い

予防のために

- ・小まめに水分や塩分を補給する。
- ・エアコンや扇風機を活用する。
- ・涼しい服装で、外出時は日傘や帽子を持参する。
- ・休憩を取って、暑いときは無理をしない。

熱中症かなと思ったら

- ・エアコンが効いている室内や風通しの良い日陰など、涼しい場所へ移動する。
- ・衣服を緩め、身体を冷やし体温を下げる。（首・脇・足の付け根を冷やすと、効率良く体温を下げられます）
- ・飲めるようであれば、水分や塩分を補給する。

症状が改善されない場合は、医療機関を受診しましょう。また、意識がない、呼び掛けへの返答がおかしい、自力で水が飲めない、けいれんがあるなどの場合は、救急車を呼びましょう。

危険な暑さのため熱中症のリスクが高いと予想される場合は、次の警戒情報が発表されます。熱中症警戒情報が発表されたら、できるだけ不

要な外出を避け、エアコンの効いた涼しい環境で過ごすなど、熱中症予防に努めてください。

● **熱中症警戒アラート**

気温が著しく高くなることにより、熱中症による健康被害が生じる恐れがあるため、その危険に対する人々の気付きを促す目的で発表される。

● **熱中症特別警戒アラート**

気温が特に著しく高くなることにより、重大な健康被害が生じる恐れがあるため、全ての人が熱中症予防行動を取るよう発表される。

クーリングシエルトー

有田川町では、熱中症特別警戒アラートが発令された際、次の施設の一部をクーリングシエルトー（指定暑熱避難施設）として開放します。

- ・吉備庁舎1階ロビー
- ・金屋庁舎1階ロビー
- ・清水行政局1階ロビー

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

今年の夏も厳しい暑さが予想されています。熱中症の対策をして、家族やご近所同士、職場などでも、見守りや声を掛け合い、暑い夏を乗り越えましょう。

健康 応援 スケジュール

おとな

集団健診

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

- 8月17日（月） 申込期限：7月17日（金）
8:00～9:20 金屋文化保健センター
特定・胃・大腸・胸部・乳房
- 8月28日（金） 申込期限：7月28日（火）
18:00～19:00 きびドーム
特定・大腸・胸部・乳房
- 9月5日（土） 申込期限：8月5日（水）
8:00～9:20 金屋文化保健センター
特定・胃・大腸・胸部・乳房
- 9月30日（水） 申込期限：8月31日（月）
8:00～9:20 きびドーム
特定・胃・大腸・胸部・乳房

ご希望される方は、健康推進課（金屋庁舎）または清水行政局住民福祉室まで。右の二次元コードからお申し込みできます。



運動教室

健康推進課（金屋庁舎）

- 7月2日（木）、8月6日（木）
■場所／きび保健福祉センター

実施時間
19:30～20:30

健康フェア

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

- 7月1日（水）9:00～11:00 金屋文化保健センター
・一般健康相談 ・血管年齢測定
・運動教室「身体のクセを改善」
・栄養講座「“あぶら”と上手に付き合おう！」
- 7月23日（木）13:00～15:00 清水保健センター
・一般健康相談 ・血圧測定
・骨密度測定 ・血管年齢測定
・体力測定（握力・長座位・片足立ちテスト）
- 8月5日（水）9:00～11:00 金屋文化保健センター
・一般健康相談 ・骨密度測定
・運動教室「呼吸から整えるヨガ」
・栄養講座「鉄多めの食事で貧血を撃退！」

ご希望される方は、右の二次元コードからお申し込みください。



こども

子どもの健康相談

健康推進課（金屋庁舎）
清水行政局住民福祉室

- 場所／金屋文化保健センター ■時間／9:00～11:00
7月2日（木）、7月16日（木）、
8月6日（木）、8月20日（木）
- 場所／清水こども園 ■時間／9:30～10:30
7月9日（木） 申込期限：7月2日（木）
9月10日（木） 申込期限：9月3日（木）

清水こども園をご希望される方は、事前予約が必要です。右の二次元コードからお申し込みください。



乳幼児健診

健康推進課（金屋庁舎）

- 4カ月児健診〔令和8年（2026年）3月生まれ〕
7月28日（火）13:00～13:15
- 10カ月児健診〔令和7年（2025年）8月生まれ〕
7月7日（火）12:30～12:45
- 1歳6カ月児健診〔令和6年（2024年）11月生まれ〕
7月15日（水）12:45～13:00
- 2歳児健診〔令和6年（2024年）3月・4月生まれ〕
7月22日（水）12:45～13:00
- 3歳6カ月児健診〔令和4年（2022年）12月生まれ〕
7月14日（火）12:45～13:00
- 5歳児健診〔令和3年（2021年）5月生まれ〕
7月13日（月）12:45～13:00、
13:15～13:30（2部制）

- 場所／金屋文化保健センター

あなたの健康を支える「国民健康保険」

医療費状況（令和8年（2026年）5月）

加入者数	6,325 人
支払額	2 億 9,513 万円
1人当たりの医療費	4 万 6,661 円 (前年同月 4 万 2,843 円)
令和7年度（2025年度） 1人当たりの医療費	4 万 4,886 円／月 53 万 8,635 円／年

高齢者の暮らしを応援！

地域包括支援センターだより

有田川町地域包括支援センターでは、介護予防などの相談に応じています。

☎ 長寿支援課（金屋庁舎） ☎ 22 - 4502 E-mail hokatsu-sien-c@town.aridagawa.lg.jp

ご存じですか？ 介護保険制度

介護保険制度とは、介護が必要になった高齢者を社会全体で支える仕組みです。日常生活で介護や支援が必要な状態になったときに、介護サービスを利用することができます。ただし、サービスを利用するには、介護認定などを行うことと一定の利用者負担が必要です。

介護保険の利用の相談などは、お気軽に地域包括支援センターにご相談ください。

介護保険の利用手順

①要介護認定の申請を各庁舎や出張所の窓口で行います。（郵送での申請も受け付けています）

②要介護認定は聞き取りと調査などを基に、認定審査会で介護度の区分が決まります。

③ケアマネジャーを決めて、介護サービスの計画を立ててもらいます。（ケアマネジャーは介護サービス利用の相談や調整を行う専門職です）



どんなサービスが使えるの？

一部サービスを紹介します。

訪問サービス

- **訪問介護**／ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を受けられます。
- **訪問入浴介護**／介護職員と看護職員に移動入浴車などで訪問してもらい、自宅で入浴サービスを受けられます。
- **訪問看護**／疾患などを抱えている方が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられます。

施設サービス

- **通所介護**／介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの支援を日帰りで受けられます。
- **短期入所生活介護**／介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。
- **施設入所**／介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられます。

生活環境を整える

- **福祉用具貸与**／日常生活の自立を助けるための車いすや歩行器、手すりなどの福祉用具の貸与を受けられます。
- **住宅改修**／手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をするとき、住宅改修費の一部が支給されます。
- **福祉用具購入**／ポータブルトイレや入浴用のいすなど入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費の一部が支給されます。

消防だより

令和8年(2026年)
5月末現在の出動件数

有田川町消防本部 ☎52・5950
吉備金屋消防署 ☎52・5950
清水消防署 ☎25・1243

火災 : 5件
救急 : 552件
救助 : 12件

令和8年度全国統一防火標語 「火の確認 いい日を支える いい習慣」

台風に対する備え

夏から秋にかけて日本に接近、上陸する台風。強風や大雨による被害は、河川の氾濫、土砂災害、停電、建物の被害など多岐にわたります。

台風は事前に予測可能な災害です。早めの備えで被害を減らすことができます。

● 台風の前にできる備え

- ・物干し竿や植木鉢など、強風で飛ばされそうなものは屋内へ移動する。
- ・雨どいや側溝は掃除し、水はけを良くする。
- ・停電や断水に備え、スマートフォンや充電器、生活用水を確保する。
- ・家族で避難場所や連絡方法を共有し、危険が及ぶ前に避難する。
- ・避難時に持ち出せる非常用持ち出しバッグを準備し、定期的に確認をする。

5月29日(金)より新たな防災気象情報の運用が開始されました。住民が取るべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されます。早めの避難、安全の確保を心掛けましょう。

水難事故

海や川、プールなどで遊ぶ人が増えることに伴って、水の事故も発生しています。水の事故は一瞬の油断で、命に関わる重大な事故につながります。安全に楽しむためには、正しい知識と事前の準備が大切です。

● 危険なポイント

- ・見た目が穏やかでも、流れが速い場所。
- ・急に深くなる場所。
- ・足元が滑りやすい岩場。

● 安全に楽しむために

- ・ライフジャケットを着用する。
- ・遊泳可能エリアで遊ぶ。
- ・天気予報を事前に確認する。
- ・小まめに休憩を取る。

● もしものときは

- ・すぐに119番通報する。
- ・溺れている人に浮くもの(ペットボトル・クーラーボックスなど)を投げる。
- ・周囲の人に助けを求める。

● 子ども連れの方へ

子どもは少し目を離しただけでも、流されたり溺れたりすることがあります。水辺では必ず手の届く範囲で見守りましょう。

おもちゃ花火で楽しい夏を！

おもちゃ花火は、家族や友人と手軽に楽しめる夏の風物詩として親しまれます。

しかし、ちょっとした不注意が大きなけがや火事につながる可能性があります。おもちゃ花火で遊ぶときは、次のルールを守って、楽しく安全に遊びましょう。



● 使用のルール

- ・水の入ったバケツを用意し、使い終わった花火は完全に消火する。
- ・たくさんの花火に一度に火を付けない。
- ・燃えやすいものがある場所で遊ばない。
- ・風が強い日は花火をしない。

病院の案内

「救急車を利用するほどではないけど、受診できる病院がわからない」という方に、受診可能な医療機関を案内しています。

- 和歌山医療情報ネット
スマートフォンやパソコンなどで「わかやま医療情報ネット」と検索する。
- 救急医療情報センター ☎ 073-426-1199 (24時間対応)
- こども救急相談ダイヤル(平日19時～翌朝9時、土日祝9時～翌朝9時)
☎ # 8000(プッシュ回線・携帯電話) ☎ 073-431-8000(ダイヤル回線・IP電話)

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

〈ごみ分別すれば資源〉

盆前の「し尿のくみ取り」

盆までにし尿のくみ取りを希望される方は、7月17日（金）までに、次のし尿収集業者にお申し込みください。

※7月17日（金）を過ぎると、盆までにくみ取りができないことがあります。

※収集業務は8月13日（木）から16日（日）まで休業します。

吉備・金屋地域

・上田衛生 ☎52・4582

・（有）武田清掃 ☎32・2391

清水地域

・（有）武田清掃 ☎32・2391



環境センターで 処分できないもの

環境センターでは次のものは処分することができません。これらは専門業者が処理業者に処理を委託してください。

・リチウムイオン電池
環境センターでの発火が年間20件起きています。絶対に入れないください。

※メーカーや状態を問わず、環境衛生課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局建設環境室・プラスチック収集場で直接お預かりしています。

・家電リサイクル法該当品（テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機）・パソコン（PCマークの付いているもの）

※購入した店または家電リサイクル対象店舗にご相談ください。

・農業用資材（マルチシートやビニールハウスの資材・肥料袋・農薬の瓶や袋・葉散ホース・防風ネット・田の波板など）

・草刈り機の刃

・産業廃棄物と認定されているもの

・廃油

・れんが・石・土・コンクリートなど

※尾岩坂ごみ処分場に搬入できません。事前申請が必要です。

・金庫

・自動車・単車の本体および部品（タイヤ・バッテリー・エンジンなど）

・塩化ビニール製品（塩ビ管・雨どいなど）

・消火器

・プロパンボンベ

※カセットボンベは出せますが、中身を完全に抜いてください。

・ワイヤーおよびロープ

※家庭用のロープは出せますが、20cm程度に切ってください。

・漁網

・モーター

・パレット

・石こうボード

・浴槽

・断熱材

など

不法投棄の監視強化中

有田川町では和歌山県と連携し、不法投棄やキャンペーンごみ対策として監視カメラの設置やパトロールを実施し、監視を強化しています。

監視カメラで得た情報は、不法投棄の抑止や、発見した場合の指導のために活用し、それ以外の目的には使用しません。

不法投棄をなくすためには、地域の皆さま一人一人の心掛けと見守りが大切です。きれいなまちを守るため、不法投棄を「しない・させない」環境づくりにご協力をお願いします。

家庭から出る 燃えるごみの収集量

令8年（2026年）4月／約293トン
前月から約3トンの増加

"SDGs（エス・ディー・ジーズ）"これは国連が定めた「持続可能な開発目標」の呼び名です。ごく簡単にいうと「みんなが幸せで快適な生活を送れるような未来を作るための目標」でしょうか。

私たち生活者が直接SDGsに取り組める活動の一つがごみの減量化です。より良い地球の未来のためにごみを減らしましょう。

藤並小学校 140 周年

9 月 1 日開校記念日

藤並小学校は、今年度創立 140 周年を迎えます。目指す子どもの姿として「鉛筆の子・笑顔の子・太陽の子」を掲げており、児童会を中心にして、日々の学校生活の中で自分たちの手でより良い学校を創り上げようと活動しています。

また、地域の皆さまに見守られ、140 年の歩みを支えてくださった全ての方々への感謝を胸に、子どもたちは今日も自分らしく、力強く羽ばたき続けています。

140 周年を記念して、児童全員で人文字を作り、航空写真を撮影しました。



図書館だより

今年も、あのドキドキの夏がやってきます。 「学校のおばけ屋敷 in 有田川」

今年のおばけ屋敷は、ボランティアの方々による実行委員会によってさらにパワーアップした演出で皆さんをお迎えします。果たして今年は、どんな“面白怖い”が待っているのでしょうか。ぜひ会場でお会いしましょう。



日程／8月1日(土)・2日(日)・8日(土)・9日(日)・11日(火・祝)・13日(木)～16日(日)・22日(土)・23日(日)
時間／10:00～16:00(最終受け付け15:30)
※状況により長時間お待ちいただく場合があります。
入場料／小学生以上 600円
場所／旧五西月小学校(本堂 252-2)

絵本が育てる、ふるさとへの想い。

「絵本のまちなのに、おばけ屋敷？」と思われるかもしれません。有田川町で開催している「学校のおばけ屋敷 in 有田川」は、絵本作家 山本孝さん監修の下、絵本『学校ななふしぎ』(偕成社)の世界観を基に旧五西月小学校を舞台に開催しています。廊下を歩き、教室をのぞきながら進む時間は、まるで絵本の中に入り込んだような特別な体験です。子どもから大人まで多くの人が町を訪れ、にぎわいが生まれることで、有田川町の活性化にもつながっています。

原画展

なるかわしんご絵本原画展 『ダニーさんの ちゃぶだい』

期間／7月1日(水)～31日(金)
時間／13:00～17:00
場所／ちいさな駅美術館
(ポッポ絵本館内)



※掲載しているイベントについて、諸般の事情により中止または実施内容が変更される場合があります。最新の情報は、町ホームページをご覧ください。直接図書館施設にお問い合わせください。

問 地域交流センター (ALEC) ☎ 52-4730
※各図書施設の開館日時は右の二次元コードからご確認ください。



全館臨時休館日／7月16日(木)

※休館時の図書の返却には、ブックポスト(ALEC・金屋図書館・しみず図書室に設置)をご利用ください。

今月のイベント

おひざでだっこのおはなし会 ※申し込み不要

日時／7月14日(火) 10:15～11:15
場所／金屋図書館 対象／4カ月～2歳児

おはなし会

①日程／7月 5日(日)・12日(日)・19日(日)・20日(月・祝)・26日(日)
場所／ポッポ絵本館 時間／14:00～14:30

②日程／7月 4日(土)・11日(土)・25日(土)
場所／金屋図書館 時間／10:30～11:00

ブックラザ「たこさんうちわ」

日時／7月23日(木) 10:30～(約60分)
場所／金屋図書館 対象／2歳～未就園児
定員／先着15組 ※申し込み不要

今月の移動図書館

7月 2日(木)	12:30～13:00	八幡小学校
7月 3日(金)	10:00～10:30	金屋第三こども園
	12:30～13:00	石垣小学校
7月 8日(水)	10:45～11:15	子育て支援センター
	14:30～15:00	しみず園
7月15日(水)	12:45～13:10	小川小学校
	15:00～16:00	きび森のこども園
7月22日(水)	10:30～11:20	清水こども園
7月23日(木)	15:00～16:00	藤並こども園

新着図書案内

■一般書

日本一わかりやすい「デジタル終活・遺品の探し方」実践ガイド …… 末吉謙佑・木村元成／著
へんな学部 …… 西岡壺誠／著 未来図編集部／監修
うちの子、発育が早いかな？と思ったら読む本 …… 今西洋介／監修
発酵を考えるヒント …… なかじ／編著
どうちがう？無痛分娩と自然分娩 …… 早乙女智子／監修
空き家と移住 …… 垣谷美雨／著
家康と七人の忍び …… 佐藤賢一／著
白色光の影を淡う …… 遠坂八重／著
猫君 りんねの輪 …… 畠中恵／著

■児童書

空港のひみつ …… 「空港のひみつ」編集部／著
おしゃべりパパのだいぼうけん …… フェリシタ・サラ／作
かぶとむしがにげた！ …… たしろちさと／作
見あげればロフトの窓に …… 斉藤洋／作

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 日時／7月16日(木) 13:30~16:00
- 場所／金屋文化保健センター 2階 応接室

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110番 (さまざまな人権問題)
☎ 0570 - 003 - 110

こどもの人権 110番 (いじめ・虐待など子どもの人権問題)
☎ 0120 - 007 - 110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

総務課 (吉備庁舎)

電話 22-3291
ファクス 52-3210

しあわせ

人権機関有田川、令和8年度(2026年度)の重点テーマは「しあわせ」です。現在は「幸せ」と書きますが、江戸時代までは「仕合わせ」と書いたそうです。「仕合わせ」とは「助け合う」ということで、もともとは、互いに自分のなすべき仕事を果たすことで得られる気持ちを持ちを「仕合わせ」といったのです。そんな「しあわせ」とは程遠い暮らしを余儀なくされているのが、紛争地の人々です。ガザ地区やイランなどの戦地の惨状は時々テレビでも放送されていますが、小さな子どもたちが犠牲になったという話を聞くと、本当に胸が痛みます。

莫大なお金を使って互いを傷付け合い、最終した後は、また莫大なお金を使って復興する。そもそも戦争を始めなければ、そのお金はもっと有意義に使えたはずです。

戦争は最大の人権侵害であるといわれていますが、歴史上世界のどこにも戦争がなかった時代は、1割を切り、9割以上はどこかで戦争が起っていたといわれています。

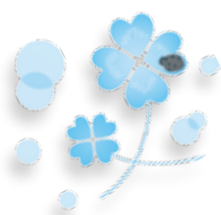
戦後80年が経過し、戦争を知らない世代が大多数を占める現在の日本において、戦争の悲惨さや平和の尊さを「知っている世代」から「知らない世代」へ橋渡しをしていくことは、時間がたてばたつほど難しくなりますが、語り継いでいくことが必要だと感じています。そして、世界のあらゆる紛争地に、一日も早く平和が訪れることを願っています。

人権機関有田川では、今年度も映画会や講演会など、さまざまな啓発活動を予定しています。多数のご参加をお待ちしています。

人権機関有田川理事 實森孝行

人権啓発標語募集

今年も人権啓発標語を募集します。この取り組みは、町民の皆さん一人一人に、人権について考えていただきたいという願いから、毎年行っています。



- 応募対象**／有田川町に在住または通勤・通学している方。
- 内容**／「しあわせ」をテーマにした標語。

- 応募期間**／7月7日(火)～8月26日(水) 必着

- 入賞**／「一般の部(高校生を含む)」 「中学生の部」「小学生の部」の3部門で若干数を選考し、記念品を贈ります。

- 展示**／人権標語作品集や啓発用教材などに使用し、広く活用します。

- 応募方法**／作品に氏名(ふりがな)・年齢・学校名と学年(学生の場合)・住所・電話番号を記載し、ご応募ください。

- その他**／応募は1人当たり1作品までです。作品は未発表のものに限り、原則として返却しません。また、作品の著作権は主催者に帰属します。

応募先

〒643-0021
有田川町下津野 2018-4
人権機関有田川事務局(総務課内)



応募用二次元コード
(一般の部のみ)

おたのしみ

まちのデータ

(令和8年(2026年)5月末日現在)

人口 2万4,500人	交通事故発生件数 (5月中、物損含む)
男 1万1,644人	有田川町 44件
女 1万2,856人	死者0人 負傷1人
1万660世帯	有田湯浅警察署調べ

お問い合わせ
電話番号吉備庁舎
金屋庁舎
清水行政局

52-2111

城 山 出 張 所 23 - 0001
栗 生 連 所 22 - 0351
五 郷 出 所 22 - 0254
安 諦 出 所 26 - 0001
上 水 課 52 - 5356
A L E C (ア レ ッ ク) 52 - 4730

環 境 セ ン タ ー 52 - 5384
プ ラ ス チ ッ ク 収 集 場 52 - 7855
休 日 急 患 診 療 所 52 - 4882
有 田 聖 苑 52 - 3055
子 育 て 支 援 セ ン タ ー 52 - 5474
有 田 川 町 少 年 セ ン タ ー 52 - 8744

相談

7月の行政相談

7月23日(木)

・金屋文化保健センター
16時 13時30分

問 総務課(吉備庁舎)

医療

老人医療費受給者証の更新手続き

老人医療とは、満67歳以上70歳未満の方のうち、次の①から⑤の全ての要件を満たす方を対象とした、医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況を審査の上適用されるため、毎年更新の申請手続きが必要です。なお、現在受給されている方には7月中旬に申請書を送付します。保険資格が確認できるものなどをお持ちになり、手続きにお越しくください。手続きが遅れると資格の適用も遅れる場合があるのでご注意ください。受給要件に該当すると思われる方で、現在受給されていない方はお問い合わせください。

● 受給要件

- ①世帯全員の住民税が非課税であること。
- ②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること。(遺族年金・障害年金などあらゆる収入を含む)
 - ・1人/100万円
 - ・2人/140万円
 - ・3人/180万円
- ※以後1人増えるごとに40万円加算
- ③預貯金・国債・株式などが350万円×世帯人数以下であること。
- ④現在お住まいの土地・家屋以外の活用できる資産(直ちに処分が難しいものは除く)を有していないこと。
- ⑤世帯以外の方から扶養を受けていないこと。

問 住民課(吉備庁舎)

重度心身障害児(者)

医療費受給者証の更新手続き

現在お持ちの受給者証は、7月31日(金)で期限が切れます。該当者には、案内と申請用紙を送付しますので、ご持参の上、更新手続きにお越しください。申請時に8月以降お使いいただける新しい受給者証をお渡しします。

受給要件に該当すると思われる方で、現在受給されていない方はお問い合わせください。

● 受給要件/次のいずれかに該当する方。

- ・身体障害者手帳1級または2級
- ・身体障害者手帳3級かつ世帯全員の住民税が非課税
- ・療育手帳A1またはA2
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・特別児童扶養手当1級の支給要件児童

※65歳の誕生日以降に右の要件に該当するようになった方は対象外です。

問 住民課(吉備庁舎)

「もしもの時」のために登録を

「ライフビジョンアプリ」をインストールしてください。無料で利用できます。

iOS
(iPhone)android
(スマートフォン)

保険

資格確認書または資格情報のお知らせを送ります

現在お使いの国民健康保険「資格確認書」の有効期限は7月31日（金）です。8月1日（土）からお使いいただける「資格確認書」を7月中旬から順次、簡易書留で送付します。また、マイナンバーカードと健康保険をひも付けされている方のうち70歳以上の方には、普通郵便で「資格情報のお知らせ」を送付します。

「資格情報のお知らせ」は通常、有効期限がないため、既にお持ちの方は住所などに変更がない限り同じものを使用できます。また、マイナ保険証だけでも医療機関を受診できますが、読み取り機などに不具合があった場合の備えとして、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」は一緒に保管してください。

有効期限が切れた古い「資格確認書」は役場へ返却するか、ご自分で処分してください。

なお、転職や引越など加入している保険者が変わった場合、有田川町の国民健康保険は使えなくなります。その場合は役場で資格喪失の手続きが必要です。

※国民健康保険税に滞納のある方で、滞納の状況によっては資格確認書（特別療養費）などが交付されます。

特別療養費の支給対象となった場合、医療機関でいったん費用の全額をお支払いいただくこととなります。滞納のままにせず、速やかに納めていただくか、納付相談をしていただくようお願いいたします。

●資格確認書の有効期限

8月1日（土）から使える資格確認書の有効期限は令和9年（2027年）7月31日（土）です。

●資格情報のお知らせの有効期限

70歳以上の方は医療機関で支払う一部負担金の割合（2割または3割）が併記されているため、有効期限は令和9年（2027年）7月31日（土）です。

●高齢受給者は送付されません

70歳以上の国民健康保険に加入されている方は、医療機関で支払う一部負担金の割合を示す「高齢受給者証」をお使いいただいておりますが「資格確認書」「資格情報のお知らせ」やマイナ保険証は、一部負担金の割合（2割または3割）が併記されているため、医療機関で「高齢受給者証」を提示しなくても負担金の割合が分かります。

問 住民課（吉備庁舎）

年金

国民年金保険料の納付が困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

●令和8年度（2026年度）申請書受け付け開始日／7月1日（水）

※申請・審査対象期間／7月～令和9年（2027年）6月

※令和7年度（2025年度）以前の国民年金保険料未納期間についても、申請日から2年1カ月前の月までさかのぼって免除申請することができます。

●申請書提出先

・住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室・各出張所

●申請に必要なもの

・基礎年金番号通知書・国民年金手帳・マイナンバーカード・通知カードのいずれか一つ
・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）

・離職票（失業などを理由として申請する場合）

●免除・猶予の審査

免除の場合は本人・配偶者・世帯主の前年所得、猶予の場合は本人・配偶者の前年所得により審査されます。

●保険料の追納

免除などの承認を受けた各月から10年以内であれば申し出により保険料を納めることができます。

ただし、追納する対象期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた金額が加算されます。

問 住民課（吉備庁舎）

和歌山西年金事務所
☎073・447・1660

下水道

下水道への接続をお願いします

下水道は、各家庭のトイレや台所などから排水される水を、処理センターで安全できれいな水に処理し、川に放流しています。公共下水道が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、早期の接続をお願いします。

問 上下水道課

農業

7月から9月は夏の熱中症等
声かけ期間です！

①「いのちをうばう、夏のひとり作業」

農作業中の熱中症などによる死亡者が急増しています。このうち、約85%が7月から8月に発生しており、非常に熱中症リスクが高くなっています。熱中症事故は、周りの人がお互いに気を配り、声を掛け合うことで、防げる可能性があります。

●声掛け活動のポイント

・家族で作業前後だけでなく、作業中も小まめなコミュニケーションを「水分、持った？」体調が悪くなったら、すぐに連絡して」
・職場でその日の体調や暑さに応じて柔軟な声掛けを

「顔色悪いよ、休憩しよう」「WB GT値（暑さ指数）が高いから、昼は作業を中断しよう」

・地域全体で顔を合わせたら、まず一声声掛けを

「今日は熱中症警戒アラートが出ているよ」「夏は疲れやすいから、高い所に気を付けて」

●熱中症対策の3つのポイント

①温度やWB GT値を見て作業を考えよう

・暑さに応じて作業内容を調整する。
・重い作業は朝夕の時間帯にずらす、

または休憩や給水の回数を増やす。

②小まめに休憩を取ろう

・20分置きを目安に休憩する。
・休憩時には水分・塩分補給を行う。
・日陰や冷房のある場所で体を冷やす。

③もしものときの応急処理

・異常を感じたらすぐ作業を中断し、涼しい場所で衣類を緩めて身体を冷やす。

・意識がもうろうとしている・返答がおかしい場合は、直ちに119（または#7119）にかける。

農業は一人作業が多く、熱中症になった際に自分では症状を自覚しにくいことから、重篤化しやすい傾向にあります。また、高温の日は疲れなどにより、高所から転落するなどの事故が起きやすいので注意が必要です。

●どうしても一人作業を避けられない場合は…

・携帯で家族などと30分置きに連絡を取り合う。

・危険な状態をアラートで伝えるウェアラブル端末を着用する。

※暑さ対策にはスマート農業技術や農業支援サービス事業者の活用も有効です。

一人一人の「大丈夫？」が命を守ります。この夏は熱中症による死亡者0を目指しましょう。

問 産業課（金屋庁舎）

乳幼児を子育て中の皆さまへ
子育て支援センターは
皆さまの子育てを応援します！

臨床心理士・スクールカウンセラーの先生による
～元気になる子育て応援～

- 日時／7月29日（水）10:15～11:15
- 場所／子育て支援センター
- 定員／10組程度
- 参加費／無料
- 講師／林民和 先生
- 申し込み／7月1日（水）8:30～

開設日時など		
あそびのひろば	金曜日（7月10日・17日・24日・31日）	10:15～11:15
	※予約制。 詳細は予定表でご確認ください。	13:45～14:45

※実施状況や毎日の予定表などは、町ホームページでもお知らせしています。

子育て支援センターでは、一時預かり保育を行っています。
詳しくは町ホームページをご覧ください。
お気軽にお問い合わせください。

子育て支援センター ☎ 52-5474（ファクス兼用）



募集

防衛省・自衛隊からのお知らせ
各種目 自衛官の募集

第3回任期制自衛官

- ・資格／18歳以上33歳未満の者
- ・受付期間／7月23日(木)まで
- ・試験日／【Web】8月2日(日)
（4日(火) いずれか1日【口述・
身体検査】8月8日(土)
- ・試験会場／【Web】自宅など【口
述・身体検査】自衛隊和歌山地方
協力本部庁舎(和歌山市)

第2回一般曹候補生

- ・資格／18歳以上33歳未満の者
- ・受付期間／7月1日(水)～9月
1日(火)
- ・試験日／【1次Web】9月23
日(水・祝)～25日(金)
- ・試験会場／【Web】自宅など

航空学生

- ・資格／18歳以上24歳未満の者
- ・受付期間／7月1日(水)～8月
28日(金)
- ・試験日／【1次】9月19日(土)・
26日(土) いずれか1日
- ・試験会場／和歌山八幡丁テストセ
ンター(和歌山市)

防衛医科大学校看護科学生

- ・資格／18歳以上21歳未満の者
- ・受付期間／7月1日(水)～10月
2日(金)

- ・試験日／【1次】10月17日(土)
- ・試験会場／英数学館(和歌山市)

防衛医科大学校医学科学生

- ・資格／18歳以上21歳未満の者
- ・受付期間／7月1日(水)～10月
8日(木)
- ・試験日／【1次】10月24日(土)
- ・試験会場／プラザホープ(和歌山市)

防衛大学校

- ・資格／18歳以上21歳未満の者
- ・受付期間／7月1日(水)～10月
15日(木)
- ・試験日／【1次】10月31日(土)
- ・試験会場／プラザホープ(和歌山市)

受験料／無料

他社との併願可能

各種無料相談会 実施中

学生モニター募集中

自衛隊イベントへの参加を通じて
自衛隊への理解を深めていただくと
ともに、若者ならではの視点から自
衛隊の広報活動に対する意見を頂く
ものです。

- ・対象／中・高・大学生、専門学生、
予備校生

問 防衛省自衛隊和歌山地方協力本部

有田募集案内所(有田市宮崎町
106-2) ☎02-6631
E-mail wakayama.pco-arita@
rct.gsd.f.mod.go.jp

放送大学 入学生募集

放送大学はテレビ・インターネット
で授業を行う通信制の大学です。
働きながら大学を卒業したい、学び
を楽しみたいなど、さまざまな目的
で幅広い世代の方が学んでいます。
ただいま令和8年(2026年)
10月入学生を募集しています。詳し
い資料を送付しますので、お気軽に
お問い合わせください。

教養学部

- ・科目履修生／6カ月在学し、希望
する科目を履修。
- ・選科履修生／1年間在学し、希望
する科目を履修。
- ・全科履修生／4年以上在学し、卒
業を目指す。

大学院

- ・修士科目生／6カ月在学し、希望
する科目を履修。
- ・修士選科生／1年間在学し、希望
する科目を履修。

出願期間

- ・第1回／8月31日(月)まで
 - ・第2回／9月1日(火)～9日(水)
- ※インターネット出願も受け付けて
います。

問 放送大学和歌山学習センター

(和歌山市西高松二丁目7-20)
☎073-431-0360

案内

かなや明恵峡温泉 料金改定

8月1日(土) から町外在住者料金の新設など、次のとおり一部入浴料金が変更となります。変更に伴い、町内在住の大人(中学生以上)の方は、土日祝などには住所を確認できるものを持参の上ご来館ください。

●旧料金

・大人 / 700円
・小人 / 400円

●新料金

※レディースデー(毎週水曜日)
・大人 / 350円
・小人 / 200円

・大人(町内在住) / 700円
・大人(町外在住) / 900円(土
日祝・お盆・正月のみ)
・小人 / 350円

※レディースデー(毎週水曜日)
・大人 / 500円
・小人は廃止

問 商工観光課(金屋庁舎)

プール開放日時
(一般開放)

清水プール

期間 / 7月18日(土) ~ 8月23日(日)
毎週火曜日は休み
時間 / 13:00 ~ 15:00

二川プール

期間 / 7月18日(土) ~ 8月23日(日)
期間中の火・木・土・日
時間 / 13:00 ~ 15:00

※小学生以下が使用するとき、必ず一般成人である責任者が同伴すること。中学生は1人で使用しないこと。
※悪天候の場合や都合により、プールの開放を中止することがあります。

問 こども教育課 ☎ 22 - 4512

長谷川プール

期間 / 7月1日(水) ~ 8月31日(月)
時間 / 12:00 ~ 16:00

問 社会教育課 ☎ 22 - 4513
長谷川プール ☎ 32 - 2101
※プール開放期間中のみ

続けてみよう！

手話でしりとり！「く〇〇〇〇」

手話で「しりとり」していきましょう。
皆さんはどんな言葉をつなげていきますか？



両手の人差し指を向かい合わせ、体の脇で同時に回す。

先月号の答えは「四国」でした！
今月の答えは次号で発表！

ヒント…英語で「wheelchair」

※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。

サマージャンボプレミアム12億円

(1等8億円・前後賞各2億円合わせて)

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。



クーちゃん

プレミアム：1枚 500円
ジャンボ・ミニ：1枚 300円

6月30日(火) 3種類同時発売！

発売期間 6/30(火) ~ 7/31(金)

公益財団法人和歌山県市町村振興協会

7月のありだがわ

各イベントなどの詳細は、
☎ 52-2111 にご連絡いただくか、
【 】内の担当までお問い合わせください。

月	火	水	木	金	土	日
		1 ☐ 健康フェア (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 ☐ 手話講習会 初心者クラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	2 ☐ 運動教室 (きび保健福祉センター) 【健康推進課】	3 ☐ 手話講習会 ステップアップ・ こどもクラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	4 ☐ おはなし会 (金屋図書館) 【金屋図書館】	5 ☐ 親子で貯金箱作り (金屋文化保健センター) 【金屋図書館】 ☐ おはなし会 (ポッポ絵本館) 【ALEC】
6	7 ☐ 10カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	8	9	10	11 ☐ 真珠まりこさん のおはなし会 (金屋文化保健センター) 【金屋図書館】 ☐ おはなし会 (金屋図書館) 【金屋図書館】	12 ☐ 絵本から平和を 学ぶ講演会 (ALEC) 【ALEC】 ☐ おはなし会 (ポッポ絵本館) 【ALEC】
13 ☐ 5歳児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	14 ☐ 3歳6カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 ☐ おひざでだっこ のおはなし会 (金屋図書館) 【金屋図書館】	15 ☐ 1歳6カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 ☐ 手話講習会 初心者クラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	16 ☐ 人権特設相談所 (金屋文化保健センター) 【総務課】	17 ☐ 手話講習会 ステップアップ・ こどもクラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	18	19 ☐ 集団健診 (きびドーム) 【健康推進課】 ☐ おはなし会 (ポッポ絵本館) 【ALEC】
20 海の日 ☐ おはなし会 (ポッポ絵本館) 【ALEC】	21 ☐ デイケア (清水保健センター) 【住民福祉室】	22 ☐ 2歳児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	23 ☐ 健康フェア (清水保健センター) 【住民福祉室】 ☐ 水道・下水道料金口座振替日 【上下水道課】 ☐ 行政相談所 (金屋文化保健センター) 【総務課】 ☐ ブックラザ (金屋図書館) 【金屋図書館】		25 ☐ おはなし会 (金屋図書館) 【金屋図書館】	26 ☐ 集団健診 (城山出張所) 【健康推進課】 ☐ おはなし会 (ポッポ絵本館) 【ALEC】
27	28 ☐ 4カ月児健診 (金屋文化保健センター) 【健康推進課】	29	30 ☐ 第1期国民健康保険税普通徴収納期限 【税務課】 ☐ 第1期後期高齢者医療保険料普通 徴収納期限【住民課】 ☐ 第1期介護保険料普通徴収納期限 【長寿支援課】 ☐ 水道・下水道料金納期限 (納付書) 【上下水道課】	31	8/1	2
3	4	5 ☐ 健康フェア (金屋文化保健センター) 【健康推進課】 ☐ 手話講習会 初心者クラス (金屋庁舎) 【やすらぎ福祉課】	6 ☐ 運動教室 (きび保健福祉センター) 【健康推進課】	【お知らせ】 当ページに掲載しているイベントな どについて、やむを得ず中止となる恐 れがあります。最新の情報は町ホーム ページでご確認いただくかお問い合わせ ください。		☐ 消費生活相談 (毎週金曜日) (第1金曜日： 清水行政局、 それ以外：金 屋庁舎) 【商工観光課】

モササウルスの「かたち」③

ワカヤマソウリュウは、これまでに知られていたモササウルスとは大きく異なる特徴を持っています。その特徴の中で、今回は頭部を取り上げます。

●主に魚を食べていた

ワカヤマソウリュウの頭骨の化石は、多くの部分が見つかっており、正確な復元ができています。その特徴から、魚などを食べるモササウルスだったことが分かります。尖った歯は獲物を捕らえるためのものですが、一つの歯の大きさは3センチメートルほどでした。尖った歯という特徴を見ると、硬いものをかみ砕くことは難しく、アンモナイトなどは食べていなかったようです。歯の大きさからは、巨大な獲物を食べるのには適しておらず、中型程度の魚を丸飲みしていたと考えられます。

●獲物との距離が正確に測れた

ワカヤマソウリュウの頭骨は、両眼が前向きについていることが大きな特徴です。この特徴から、立体的な視

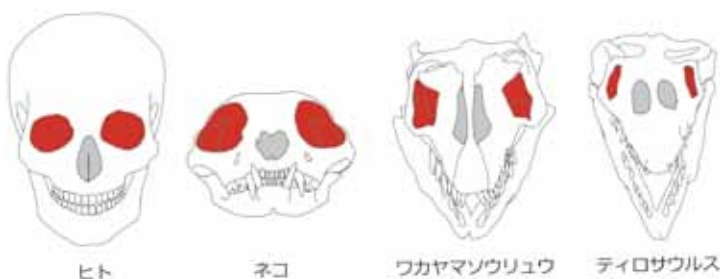
覚を持ち、獲物との距離が正確に測れたことも分かりました。

ティロサウルスというモササウルス類は、かなり大型の獲物を相手にしていたため、同じ肉食でもそれほど立体的に見える必要はありませんでした。両眼は左右の広範囲が見える形状をしており、ワカヤマソウリュウと比較すると前方は見えにくそうです。ワカヤマソウリュウは大きな手足としっぽで海中を素早く泳ぎ回り、魚を追いかけていたのでしょう。

●視覚の比較

ものを立体的に見ることができると特徴は、私たちヒトやネコなど、陸上の肉食動物に共通しています。ネコはワカヤマソウリュウと同様に肉食であり、獲物との距離を測るために立体視ができる両眼の特徴を得ました。

一方でヒトは雑食で、肉食には特化していませんでした。しかし、サルなど霊長類の共通祖先が樹上生活をしており、木の枝の上を飛び回る際に距離を測る必要があったため、両眼視ができるようになりました。



ヒト

ネコ

ワカヤマソウリュウ

ティロサウルス